

Research Agreement 利用の手引き（第1版）

令和7年3月31日

生物系特定産業技術研究支援センター

（生研支援センター：略称 BRAIN）

目次

1. 本手引き作成の背景	2
2. 外国研究機関参加の根拠となる指針、法令等	3
3. 外国研究機関参加の仕組み	5
[別表1] 委託契約書変更例	7
[別表2] 協定書変更例	9
4. 外国研究機関のプロジェクト参加手順	11
5. 外国研究機関との Research Agreement（研究協定書）の作成方法	13
6. 留意事項	15
[別紙] Research Agreement 和英対照表	

1. 本手引き作成の背景

外国研究機関が研究委託事業から研究費の支出を受けてプロジェクトに参加するためには、これまでは、国内の研究機関と同様に共同研究機関としてコンソーシアムに参加する必要がありました。しかしながら、「試験研究委託契約書」（以下単に「委託契約書」と呼ぶ。）、「コンソーシアム（共同研究機関）協定書」（以下単に「協定書」と呼ぶ。）をはじめ、「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」、各事業ごとに定められている実施要領など、日本語で記述された関係文書の全てを外国研究機関に理解させ、コンソーシアム運営委員会への参加や各種様式の提出など、これら文書に記載された事項の全てを遵守させることは、相当に困難です。

このため生研支援センターでは、この度、外国研究機関によるプロジェクトへの円滑な参加を支援するべく、コンソーシアム代表機関及び生研支援センターとの三者間で締結する Research Agreement（研究協定書）に基づく外国研究機関参加の仕組みを整備しました。本手引きでは、この仕組みの内容及び具体的な参加手順、Research Agreement の内容等について詳しく説明いたします。

なお、外国研究機関への研究費支出を伴わない研究協力や共同研究については、委託契約書第7条（協力機関）における「協力機関」との研究に位置付けられますので、代表機関等から適宜関連条項の規定及びコンソーシアム協定書の規定を遵守するように必要な手続きを行い、研究協力や共同研究を実施して頂くこととなります。具体的な手続等については、生研支援センターの担当者にお尋ねください。

2. 外国研究機関参加の根拠となる指針、法令等

(1) 委託業務研究実施要領 ～事務処理関係編～（最終改正：令和6年4月1日）

Ⅱ 契約事務関係

3. 委託費の内容

(2) 各費目の説明

エ. 特定外国研究機関委託費

生研支援センター、研究機関又は代表機関等及び外国研究機関の3者が締結する Research Agreement（委託事業の履行に必要な事項を定めた研究契約）に基づき、外国研究機関への委託に要する経費（間接経費相当分を含む）。

注1）委託先である外国研究機関の委託業務に必要な事項については、研究機関又は代表機関等の責任において遵守させてください。

注2）外国研究機関であっても、上記の Research Agreement 以外の場合は本項の対象外です。

注)

1) 「特定外国研究機関委託費」は、令和6年4月1日付一部改正（6生セ第0215002号）によって新たに設けられました。

2) 「(2) 各費目の説明」には、「エ. 特定外国研究機関委託費」のほか、以下の項目ア. ～オ. が示されています。

ア. 直接経費

イ. 間接経費

ウ. 試験研究調査委託費（コンソーシアム方式以外の契約方式が認められた場合のみ）

エ. 特定外国研究機関委託費

オ. 一般管理費（研究管理運営機関を設置した場合のみ使用する区分）

3) 「外国研究機関」は、本実施要領では明確に定義されていないため、本手引きでは後述する「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」第22条の「外国法人等」の定義「外国法人、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関」の意味で用いることとします。

(2) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（最終改正：令和2年6月24日）

（国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い）

第二十二條 国は、その委託に係る研究であつて本邦法人と外国法人、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関（第三号において「外国法人等」という。）とが共同して行うものの成果について、産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十七条第一項に定めるところによるほか、次に掲げる取扱いをすることができる。

- 一 当該成果に係る特許権若しくは実用新案権又は特許を受ける権利若しくは実用新案登録を受ける権利のうち政令で定めるものについて、政令で定めるところにより、その一部のみを受託者から譲り受けること。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）

（国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い）

第六條 2 法第二十二條第一号の規定により国がその一部のみを譲り受ける場合における特許権等又は特許を受ける権利等に係る国の持分の割合は、二分の一を下回らない範囲内で当該特許権等又は特許を受ける権利等の管理を所掌する各省各庁の長が定めるものとする。

3. 外国研究機関参加の仕組み

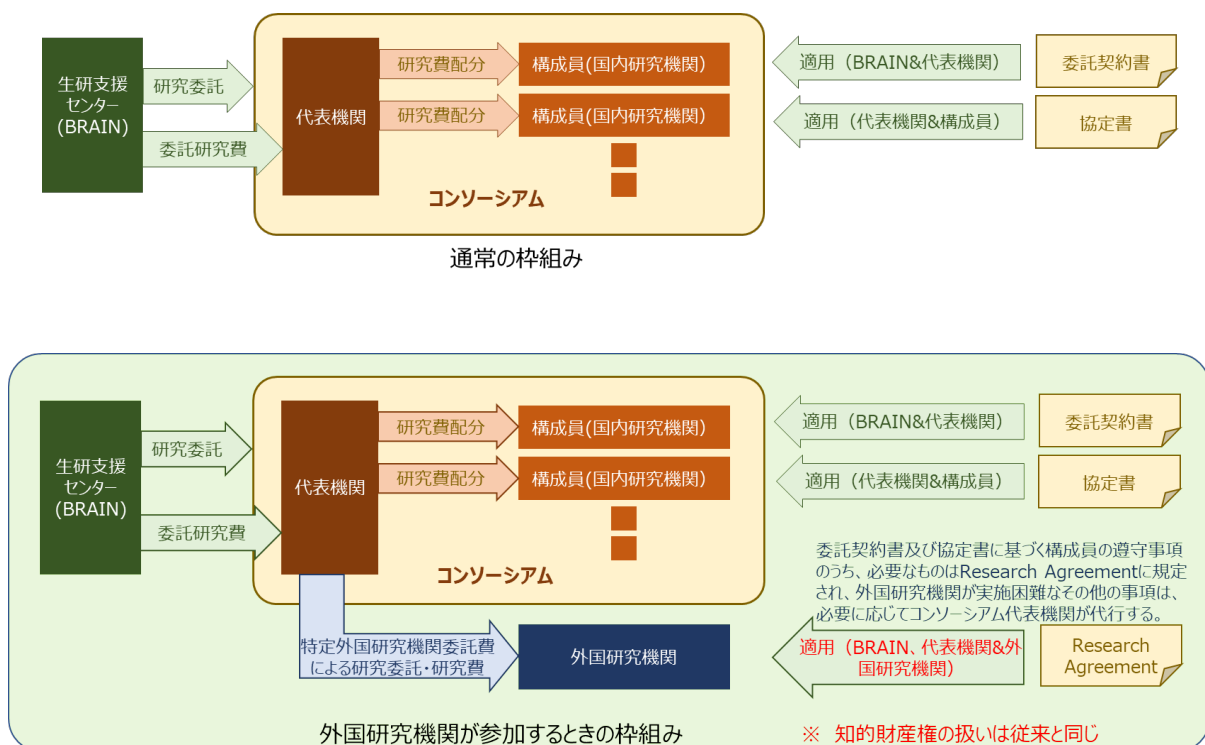
(1) 基本的な考え方

コンソーシアムに参加して共同研究を行う通常の手組みでは、代表機関を含む全てのコンソーシアム構成員が協定書を締結します。但し、外国研究機関は、生研支援センター、代表機関との三者間で Research Agreement（研究協定書）を締結して参加することもできます。

後者の場合は、Research Agreement（研究協定書）に基づき、

- 外国研究機関は、通常のコンソーシアム構成員の委託契約書及び協定書に基づく権利義務等のうち、Research Agreement（研究協定書）に規定する一定の事項を実施する
- 外国研究機関が実施困難なその他の事項は、コンソーシアム代表機関が代行する

こととなります。



(2) Research Agreement（研究協定書）の締結に合わせて必要な委託契約書及び協定書の変更】

【委託契約書の変更】

外国研究機関が特定外国研究機関委託費により共同研究を実施するにあたり、委託契約書を変更する必要があります。P7 【別表 1】 に委託契約書変更例を示します。この委託契約書変更例を参考に、生研支援センターとの委託契約書の変更をお願いします。

【協定書の変更】

外国研究機関が特定外国研究機関委託費により共同研究を実施するにあたり、協定書を変更する必要があります。P9 【別表 2】 に協定書変更例を示します。この協定書変更例を参考に、各コンソーシアムの協定書の変更をお願いします。

[別表 1] 委託契約書変更例

変更前	変更後
(協力機関) 第7条 (略)	(外国研究機関) 第7条 乙代表機関は、<u>甲及び外国法人、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関（以下「外国研究機関」という。）との三者間で Research Agreement（研究協定書）を締結し、実施計画書に記載された内容に従って、当該外国研究機関に委託業務の一部を実施させることができるものとする。この場合の当該外国研究機関への委託に要する経費（間接経費相当分を含む）の費目は、特定外国研究機関委託費とする。</u> 2 乙代表機関は、<u>前項の Research Agreement（研究協定書）により外国研究機関に支出する経費に対し、間接経費を得ることはできない。ただし、当該外国研究機関に対して間接経費を支出することはでき、その間接経費率は現地の水準を考慮したものとすることができる。</u> 3 1 項により外国研究機関に委託業務の一部を委託する場合、<u>第23条（取得財産の帰属等）及び第24条（取得財産の継続使用）における取得財産の価格は、現地通貨により定めることができるものとする。</u> 4 乙代表機関は、<u>第13条（契約の変更）、第14条（実施計画書の変更）、第15条（甲の解除権）、第16条（乙の解除権）又は第17条（その他の契約解除）により、外国研究機関に実施させる委託業務が変更又は中止となった場合、1 項の Research</u>

	<u>Agreement（研究協定書）を変更し、又は解除しなければならない。</u> <u>5 1 項により外国研究機関に委託業務の一部を委託する場合、第5条（委託業務の実施）、第8条（権利義務の譲渡等）、第9条（帳簿等の整備）、第12条（検査及び報告の徴収）、第23条（取得財産の帰属等）、第24条（取得財産の継続使用）、第25条（財産管理に係る費用の負担等）、第26条（取得財産等の弁償）、第29条（成果報告書の提出・確認）、第30条（研究成果の公表・提供・利用・普及）、第45条（秘密の保持）、第51条（事故の報告）及び第53条（協力事項）における乙構成員の遵守事項は、当該外国研究機関に準用されるものとする。ただし、言語の問題などから当該外国研究機関による遵守が困難な場合、乙代表機関が代行できるものとする。</u> <u>6 1 項により外国研究機関に委託業務の一部を委託する場合、個人情報の保護、情報セキュリティなどの研究の実施に必要な遵守事項は、現地の法令や慣習に従うものとする。当該外国研究機関がこれらに違反した場合、甲及び乙代表機関は一切の責を負わないものとする。</u> <u>（協力機関）</u> <u>第8条 （略）</u> <u>（以下、条文番号繰り下げ。）</u>
--	--

[別表 2] 協定書変更例（〇〇コンソーシアム（共同研究機関）協定書ひな形変更例）

変更前	変更後
（委託費の配分） 第 10 条 構成員は、その分担する研究のために委託費の配分を受けるものとする。 2 前項に規定する構成員毎の委託費の配分額の限度額及びその内訳は、年度実施計画に定めるところによる。	（委託費の配分） 第 10 条 構成員は、その分担する研究のために委託費の配分を受けるものとする。 2 前項に規定する構成員毎の委託費の配分額の限度額及びその内訳は、年度実施計画に定めるところによる。 <u>第 10 条の2 外国法人、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関（以下「外国研究機関」という。）が特定外国研究機関委託費の配分を受けて共同研究を実施する場合にあっては、代表者は、当該外国研究機関及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）との三者間で、英語を正本とする Research Agreement（研究協定書）を締結し、実施計画書に記載された内容に従って、当該外国研究機関が分担する研究を実施させるものとする。</u> <u>2 前項の Research Agreement（研究協定書）には、第 10 条（委託費の配分）、第 11 条（実績報告）、第 12 条（検査）、第 13 条（委託費の配分額の確定）、第 14 条（委託費の支払）、第 15 条（過払金の返還）、第 16 条（委託研究の中止等）、第 17 条（計画変更の承認）、第 18 条（物品管理）、第 19 条（帳簿等）、第 20 条（旅費並びに人件費及び賃金）、第 30 条（秘密の</u>

	<u>保持)、第 31 条（成果の公表）、第 33 条（委託契約の遵守）及び第 34 条（事故の報告）を準用した規定を定めるものとする。</u> <u>3 外国研究機関が実施した研究により得られる知的財産権については、第 21 条（知的財産権の帰属）の規定にかかわらず、1 項の Research Agreement（研究協定書）に基づき、当該外国研究機関の持ち分の 50%以上は生研支援センターに帰属させるものとする。</u> <u>4 前項の知的財産権にかかる出願、維持管理、第三者への実施許諾等の取り扱いは、1 項の Research Agreement（研究協定書）において定めるものとする。</u>
--	---

4. 外国研究機関のプロジェクト参加手順

① コンソーシアム構成員との事前了解

外国研究機関のプロジェクト参加について、コンソーシアムの各構成員より事前の了解を得て下さい。

② 外国研究機関代表研究者との事前調整

PM（プロジェクトマネージャー）あるいは日本側研究者は、プロジェクトに参加する可能性のある外国研究機関の代表研究者との間で、研究計画上の事前調整を行って下さい。

③ 外国研究機関契約担当部署との事前調整

並行して、当該外国研究機関の契約担当部署との間で、研究契約上の事前調整を行って下さい。その際、本手引きの[別紙]Research Agreement（研究協定書）ひな形を利用する方法が考えられます。

④ Research Agreement（研究協定書）のすり合わせ

事前調整により外国研究機関との合意が得られる目途が立った場合は、当該外国研究機関の契約担当部署との間で、Research Agreement（研究協定書）の各条項についてすり合わせを行って下さい。外国研究機関が本手引きのResearch Agreement（研究協定書）ひな形の変更を要求する場合は、生研支援センター担当者にご相談下さい。

⑤ 間接経費率（Indirect Costs rate）の調整

外国研究機関の間接経費率は、直接経費の30%以下を原則とします。外国研究機関がこれ以外の間接経費率を要求する場合は、生研支援センター担当者にご相談下さい。例えば、米国の場合、各大学が政府と合意した Modified Total Direct Cost (MTDC) をベースとした間接経費率を要求される場合があります（次頁参照）。

⑥ 関係文書の作成・変更

Research Agreement（研究協定書）の APPENDIX 1 SCOPE OF COLLABORATIVE RESEARCH（共同研究の範囲）、APPENDIX 2 RESEARCH BUDGET AND BANK ACCOUNT INFORMATION（研究予算及び銀行口座情報）を作成して下さい。これらはプロジェクト全体の試験研究計画書の一部になります。また、試験研究計画書の変更、委託契約書及び協定書の変更などの必要な措置を行って下さい。

- ⑦ 調整して合意した Research Agreement（研究協定書）の締結
Research Agreement（研究協定書）に、各当事者がサインします。一般的
には、最後の当事者がサインした日が effective date になります。

【米国における間接経費率の例】

COLLEGES AND UNIVERSITIES RATE AGREEMENT

EIN: 1135598093

DATE:11/10/2020

ORGANIZATION:

FILING REF.: The preceding
agreement was dated
10/18/2019

Columbia University
615 W. 131st St.
Studebaker 4th Floor
New York, NY 10027

The rates approved in this agreement are for use on grants, contracts and other
agreements with the Federal Government, subject to the conditions in Section III.

SECTION I: INDIRECT COST RATES

RATE TYPES: FIXED FINAL PROV. (PROVISIONAL) PRED. (PREDETERMINED)

EFFECTIVE PERIOD

TYPE	FROM	TO	RATE(%)	LOCATION	APPLICABLE TO
PROV.	07/01/2018	Until Amended	62.00	On-Campus	Research
PROV.	07/01/2018	Until Amended	26.00	Off-Campus	Research
PROV.	07/01/2018	Until Amended	29.40	Mod-Off Camp	Research
PROV.	07/01/2018	Until Amended	54.00	LDEO On-Camp	Research
PROV.	07/01/2018	Until Amended	26.00	LDEO Off-Cam	Research
PROV.	07/01/2018	Until Amended	29.40	LDEO Mod Off	Research
PROV.	07/01/2018	Until Amended	31.00	On-Campus	Other Spon.Act.
PROV.	07/01/2018	Until Amended	26.00	Off-Campus	Other Spon.Act.
PROV.	07/01/2018	Until Amended	15.00	Vessel Operations	Research (see spec. remark 4)

*BASE

5. 外国研究機関との Research Agreement（研究協定書）の作成方法

外国研究機関との Research Agreement は、以下及び【別紙】に示したひな形を基に作成してください。但し、現地の法令の遵守などのため、アレンジすることも可能です。また、研究内容によっては、“Material Transfer Agreement（研究資料移転契約書）”などを付加する必要があります。

【Research Agreement ひな形の概要】

前文

第1条 Definitions（定義）

第2条 Collaborative Research（共同研究）

委託契約書第1条（委託業務）に準拠し、「委託試験研究実施計画書」のうち外国研究機関が実施する部分について記載しています。

第3条 Research Funds（研究費）

委託研究費は概算払いとし、委託研究費を超える支出は外国研究機関が負担、委託研究費の余剰は返金としています。本案では、研究資金の提供、使用は会計年度ベースとし、外国研究機関がプロジェクトを第三者に再委託することを禁止しています。

第4条 Research Personnel（研究参加者）

研究に参加する要員の特定方法、雇用経費などを規定しています。

第5条 Research Equipment（研究機器）

委託契約書の第7章・取得財産の管理（第23条～第26条）に準じた取り扱いとしています。

外国研究機関による研究機器の調達はリース契約に基づくものとし、付属書3において研究機器は共同研究のためにのみ使用されるものとしています。

第6条 Direct Costs and Indirect Costs（直接経費と間接経費）

直接経費の予算区分、費目間の流用、間接経費率などを規定しています。

第7条 Accounting（会計）

委託契約書第9条（帳簿等の整備）に準拠し、帳簿、証憑類は本研究協定書に基づく契約終了後5年間の保管としています。

コンソーシアム代表機関から BRAIN（生研支援センター）への報告を、各年度終了後、30日以内に提出することとしています。

検査は、委託契約書第12条（検査及び報告の徴収）に準拠し、コンソーシアム代表機関および／または BRAIN が行うことができることとしています。

委託契約書第20条（委託費の額の確定）、第22条（過払金等の返還）に

準拠した内容を規定しています。

第8条 Confidentiality（秘密保持）

委託契約書第 45 条（秘密の保持）、協定書第 30 条（秘密の保持）に準拠した内容を規定しています。

第9条 Publication of Research Results（研究成果の公表）

委託契約書第 30 条（成果の公表・提供・利用・普及）に準拠し、外国研究機関は事前に BRAIN に報告し、必要に応じて承認を得た上で研究成果を公表し、当該成果が本研究協定の期間中または終了後 5 年以内に実用化等された場合に速やかに BRAIN へ報告することとしています。

第10条 Intellectual Property Rights（知的財産権）

研究の結果得られた知的財産権は、BRAIN と外国研究機関との間で共有することができ、両者の持ち分の合計の 50%以上は BRAIN に帰属するものとしています。知的財産権の取り扱いは、委託契約書及び協定書による通常の取り扱いとは異なるものであり、Research Agreement によって規定されます。

第11条 Research Report（研究報告書）

BRAIN への研究報告は PM が所属する機関が行い、外国研究機関はこれに協力するものとするほか、著作権について規定しています。

第12条 Liability（賠償責任）

各当事者が相手方当事者からの損害賠償請求について補償する場合について規定しています。

第13条 Prohibition（禁止事項）

兵器の開発、製造等の目的での共同研究のための資金、技術、研究成果等の使用、第三者への提供、転用の禁止を規定しています。

第14条 Compliance with Laws and Regulations（法令の遵守）

法令の遵守並びに遺伝資源の移転の請求の禁止を規定しています。

第15条 Governing Law（準拠法）

日本法への準拠を規定しています。

第16条 Language（言語）

本研究協定は英語を正本とし、外国研究機関は英語で提出文書を作成することを規定しています。

第17条 Independent Contractor（独立契約者）

各当事者が独立した契約者であるとみなしています。

第18条 Restrictions on Transfer（譲渡の制限）

書面による事前同意なしに本協定の一部又は全部の譲渡はできないことを規定しています。

第19条 Termination of Contract（契約の終了）

第20条 Contract Period, Change in Contract Period（契約期間、契約期間の変更）

第21条 Inevitable Accident（不可抗力）

第22条 Cooperation Matters（協力事項）

第23条 Dispute Resolution（紛争の解決）

紛争の解決が当事者間で合意に達しない場合には、日本の東京の裁判所の仲裁によって解決されることを規定しています。

第24条 Liaison（連絡）

第25条 Confidentiality and Others Regarding Personal Information（個人情報に関する秘密保持等）

各当事者に対する委託契約書第 46 条（個人情報に関する秘密保持等）に相当する規定、外国研究機関に対する同第 47 条～第 49 条に相当する規定、BRAIN 及びコンソーシアム代表機関に対する同第 50 条に相当する規定を記述しています。

第26条 Provisions with Persistence（存続条項）

本協定終了後の効力について規定しています。

第27条 Integrity of Agreement（協定の完全性）

6. 留意事項

本手引き及び Research Agreement（研究協定書）ひな形は、ムーンショット事業を例にして作成したのですが、それ以外の事業で活用することも可能です。その場合には、当該事業の趣旨、内容との整合性を十分に検討したうえで、本 Research Agreement（研究協定書）ひな形の「前文」を当該事業に妥当な表現に置き換え、「1.1 定義」での用語の定義を必要に応じて修正すること等によって、おおむね使用可能となると考えられます。一方、第 10.1.1 条のうち「乙と BRAIN の持ち分の合計の 50%以上は BRAIN に帰属するものとする」については、ムーンショット事業以外の事業では、現時点では農林水産省が明確な取扱いを定めていないこと等、ムーンショット事業とは異なる規定が必要である場合もあることに注意する必要があります。